日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会 流通委員会オーガニック化粧品等部会

「ISO 16128 に基づく化粧品の自然及びオーガニックに係る指数表示 に関するガイドライン」についてのQ&A

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2018年2月1日付で「『ISO 16128 に基づく化粧品の自然及びオーガニックに係る指数表示に関するガイドライン』について」が制定されましたが、ガイドラインを運用するための参考に資するために下記のQ&Aを作成いたしました。

上記ガイドラインをご理解いただくとともに、薬機法、景品表示法、医薬品等 適正広告基準、化粧品公正競争規約、化粧品の適正広告ガイドラインに従って、 適切な表示をしていだだきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- Q1 指数は、必ず、表示する必要がありますか。
- A1 あくまでも、任意表示です。指数を表示したい製品があれば、表示することで差し支えありません。
- Q2 指数は、製品のどこに書いたらいいですか。
- A2 表示場所は、規定していませんので、企業責任で判断下さい。
- Q3 指数を表示する場合、字の大きさは、どうしたらよいですか。
- A3 字の大きさは、規定していませんので、企業責任で判断下さい。 なお、自然、オーガニックという文字や数値を大きくしたり、色を変えたりす るなど、他の表示と比較して、著しく目立つように表示すると消費者に誤認を 与えるおそれがあることにご留意ください。
- Q4 製品の指数を百分率で表示する場合、桁数はどうしたらよいですか。例えば、小数点第1位を四捨五入して整数で、表示してよろしいでしょうか。
- A 4 ISO 16128 では、指数を表示する場合の桁数や数字のまるめ方についての 規定はありません。粧工連のガイドラインで規定すると、日本独自のルールと なり、海外製品の表示と齟齬が起きる可能性があるため、規定を設けていませ

ん。従って、各企業の判断で表示することで差し支えありません。

整数で表示することは問題ありませんが、数字のまるめ方については、消費者に誤認を与えるおそれのある表示を避けるような配慮が必要です。(例えば、99.5%を100%と表示することは、消費者に誤認を与える可能性があります。)

- Q 5 植物由来成分○○%と製品に表示したいのですが、計算方法は、ISO 16128 に従う必要がありますか。
- A 5 ISO 16128 は、植物由来成分について、表示するための規定を含んでいませんので、法令や「化粧品等の適正広告ガイドライン」等に基づいて、企業責任で判断下さい。
- Q6 「自然指数 80%」等と表示している製品において、消費者により分かりやすく伝えるために、「自然成分を 80%配合しています。」等を併せて表示することは、問題がありますか。
- A6 差し支えありません。
- Q7 分子中の植物に由来する部分が、50%未満である成分を、「自然由来成分配合」と表示することは、問題がありますか。
- A 7 ISO 16128 及び粧工連のガイドラインは、あくまでも、製品に指数を表示する場合の計算方法や表示方法を示したものですので、法令や「化粧品等の適正広告ガイドライン」等に基づいて、企業責任で判断下さい。但し、そのような成分は、自然由来指数を計算する場合は、「自然由来成分」として扱うことは、出来ませんので、自然由来指数を表示している製品において、当該成分を「自然由来成分」として表示することは、避けて下さい。
- Q8 海外から、ある団体がオーガニック認証した証明書がある植物エキスを輸入しました。そのオーガニック植物エキスは、化学合成品であるブチレングリコールを溶媒として使用しています。この原料を、オーガニック由来指数計算にあたって、「オーガニック由来成分」として、扱ってよいですか。また、「オーガニック植物成分配合」と表示してよいですか。
- A8 ISO 16128では、オーガニック由来指数計算にあたって、化学合成品を溶媒として使用したエキスは、オーガニック認証がついていても、「オーガニック由来成分」として扱うことは、出来ません。
 - ISO 16128 及び粧工連のガイドラインは、あくまでも、製品に指数を表示する場合の計算方法や表示方法を示したものですので、「オーガニック植物成分配合」と表示することについては、法令や「化粧品等の適正広告ガイドライン」等に基づいて、企業責任で判断下さい。

但し、オーガニック由来指数を表示している製品において、当該成分を「オーガニック植物成分」として表示することは、避けて下さい。

- Q9 ISO 16128 に従って計算した「自然由来指数」を「天然由来指数」と書き たいのですが、問題ありますか。
- A9 「天然由来指数」と表示することは避けて下さい。ISO 16128 に準拠している旨を記載の上、指数を表示する場合は、製品の各 content の和訳は、粧工連のガイドラインに従って下さい。
- Q10 サンプルも表示の対象となっていますが、表示面積が小さく、表示が困難な場合は、どうしたらよいですか。
- A10 本表示は、任意表示ですので、製品に指数表示があったとしても、必ずしも、サンプルに表示しなければならないものではありません。但し、表示する場合は、表示面積が小さいからといって、指数のみを表示し、水の有無を表示しないようなことは、行わないで下さい。
- Q11 具体的な製品への表示例を示していただきたい。
- A11 本ガイドラインは表示要件を示していますが、具体的な製品への表示方法は定めておりません。例えば、下記のような表示例が考えられますが、あくまで参考であり、各企業で判断下さい。

(表示例1) 自然指数32%(水を含んでいません)ISO 16128

(表示例2) 自然由来指数 68% (水 52%を含む) ISO 16128 準拠

(表示例3) 自然指数68%

自然指数は、国際標準 ISO 16128 に準拠して、製品中に占める自然成分の割合を示した値です。自然成分には、水 52%を含んでいます。

(表示例4) オーガニック由来指数20%(水を含まない)(ISO 16128 準拠)

(表示例 5) オーガニック指数 32%

オーガニック指数は、国際標準 ISO 16128 で定められた方法で表した、製品中に占める有機農法で栽培された成分の比率を示した値です。オーガニック指数の計算には、水を含めていません。

(表示例 補足)

「天然植物由来成分 90%以上」と表示し、注釈で「90%以上を植物由来成分とクリーンな水で構成」と表示した製品に対して認定 N P O 法人から「90%のうちの何%「植物由来成分」が配合されているのか、一般消費者が確認することができないため、「植物由来成分」が多量に配合されているとの印象を与える可能性がある。」と指摘された事例がありました。

水を含めた指数を表示することは上記指摘例とまったく同一ではありませんが、ここでは水を何%含むかを表示する例を示しています。

以上